

後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成22年度の保険料について～

後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率を決めており、平成22・23年度は新しい保険料率になります。

平成22・23年度の保険料率

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \text{【1人当たりの額】} \\ \hline 44,192 \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \hline (\text{所得} - 33 \text{万円} \times 10.28\%) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料} \\ \hline (100 \text{円未満切り捨て}) \\ \hline \end{array}$$

平成22年度の保険料額は、6月に個別にお知らせします

1年間の保険料の上限額は50万円です。
年度途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料の支払方法を、口座振替に変更できます

口座振替への変更をご希望される方は、役場後期高齢者医療制度担当窓口へお申し出ください。

【お申し出の際に必要なもの】
本人の保険証、預金通帳、お届け印



所得割の軽減

加入者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、サラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。市町村国保や国民健康保険組合は除きます。

均等割 9割軽減(年額4,400円) 所得割 かかりません

保険料の減免

災害等で重大な損害を受けたときや失業その他特別な事情で、生活が著しく困窮し、保険料の納付が困難な方については、保険料が減免となる場合があります

詳しくは、役場後期高齢者医療制度担当窓口へお問い合わせください。

年間保険料額の例(年金収入のみの例)

例として掲載したもので、世帯区分や年金以外の所得などにより、実際の年間保険料額は異なります。

単身世帯(世帯主)の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成22年度年間保険料
80万円	9割		4,400円
153万円	8.5割		6,600円
168万円	8.5割	5割	14,300円
180万円	2割	5割	49,200円
211万円		5割	74,000円
250万円			143,900円

夫婦2人世帯(2人とも加入者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成22年度年間保険料
80万円	夫	9割		4,400円
	妻	9割		4,400円
153万円	夫	8.5割		6,600円
	妻	8.5割		6,600円
168万円	夫	8.5割	5割	14,300円
	妻	8.5割		6,600円
180万円	夫	5割	5割	35,900円
	妻	5割		22,000円
211万円	夫	2割	5割	65,100円
	妻	2割		35,300円
250万円	夫			143,900円
	妻			44,100円



お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
☎ 011-290-5601

津別町役場保健福祉課

後期高齢者医療担当 6番窓口
☎ 0152-76-2151(内線228・229)

保険料の軽減

均等割の軽減(年額)

軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。
加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前(年額)	軽減後(年額)
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	44,192円	4,400円
33万円	8.5割軽減	44,192円	6,628円
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の加入者数) 単身世帯の方は、該当しません	5割軽減	44,192円	22,096円
33万円 + (35万円 × 世帯の加入者数)	2割軽減	44,192円	35,353円

例) 年金収入168万円の1人世帯の軽減判定の所得の求め方

$$\begin{array}{|c|} \hline 168 \text{万円} \\ \hline (\text{年金収入}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline 120 \text{万円} \\ \hline (\text{公的年金等控除額}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline 15 \text{万円} \\ \hline (\text{特別控除額}) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline 33 \text{万円} \\ \hline (\text{軽減判定の所得}) \\ \hline \end{array} \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline 8.5 \text{割軽減} \\ \hline \end{array}$$

65歳以上の方の公的年金に係わる所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。